令和８年１２月

春日部市議会定例会議案

議　　案　　目　　録

令和８年１２月春日部市議会定例会

議案第１０２号　かすかべひがし交流センター条例の制定について・・・・・・・・・　7
議案第１０３号　春日部市職員の給与に関する条例及び
春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
について・・・・・・・・・

議案第１１８号　令和８年度春日部市一般会計補正予算（第６号）について・・・・・　94
議案第１１９号　令和８年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
について・・・・・

議案第１４３号　春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・ 119
議案第１４４号　春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・ 120
議案第１４５号　春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・ 121
議案第１４６号　春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・ 122
議案第１４７号　春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・ 123
議案第１４８号　春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・ 124
議案第１４９号　春日部市教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて・・・・ 125
諮問第　３　号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて・・・・・・ 126
諮問第　４　号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて・・・・・・ 127
諮問第　５　号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて・・・・・・ 128

議案第１０２号

かすかべひがし交流センター条例の制定について

かすかべひがし交流センター条例を別紙記載のとおり制定する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

かすかべひがし交流センターを設置することに伴い、条例を制定したく提案いたします。

かすかべひがし交流センター条例

（設置）

第１条　市民相互の交流及び市民と来訪者、地域団体、事業者その他多様な主体との交流を促進するとともに、市の魅力を広く発信することにより、まちの活性化及びにぎわい創出に寄与するため、かすかべひがし交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　かすかべひがし交流センター

位置　春日部市粕壁東三丁目２番１５号

（施設の構成等）

第３条　センターは、交流エリア、観光エリア及び歴史文化エリアをもって構成する。

２　歴史文化エリアには、春日部市郷土資料館条例（平成１７年条例第１９４号）に規定する春日部市郷土資料館（以下この項において「郷土資料館」という。）を置き、郷土資料館の運営については、同条例の定めるところによる。

（業務）

第４条　交流エリアは、次に掲げる業務を行う。

(1) 市民、地域団体、事業者その他多様な主体（次号及び第１９条第２項第１号において「市民等」という。）による交流等の機会の創出に関すること。

(2) 市民等への交流等の場の提供に関すること。

２　観光エリアは、次に掲げる業務を行う。

(1) 本市の観光資源を活用した展示及び情報発信に関すること。

(2) 来訪者と地域社会とのにぎわい創出に関すること。

３　前２項に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務を行う。

（職員）

第５条　センターに必要な職員を置くことができる。

（利用の許可及び制限）

第６条　交流エリアを利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　市長は、前項の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

(1) 秩序及び風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。

(3) 他の利用者（前項の許可を受けたものをいう。以下同じ。）及び来所者（利用者を除き、センターに来所したものをいう。以下同じ。）に著しく迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。

(4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために利用するとき。

(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために利用するとき。

(6) その他管理上支障があるとき。

３　市長は、利用を許可するに当たって管理上必要があるときは、利用について条件を付することができる。

（譲渡等の禁止）

第７条　利用者は、その利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（許可の取消し等）

第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(3) 利用者が職員の指示に従わないとき。

(4) 公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(5) その他管理上支障があるとき。

２　市は、利用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

（開所時間）

第９条　センターの開所時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（利用時間）

第１０条　交流エリア、観光エリア及び駐車場の利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 交流エリア（観光交流スペース（交流エリア内における本市の観光資源を活用した交流の促進を図るためのスペースをいう。次号において同じ。）を除く。）　午前９時か

ら午後９時まで

(2) 交流エリア（観光交流スペースに限る。）　午前１０時から午後５時まで

(3) 観光エリア　午前１０時から午後５時まで

(4) 駐車場　午前０時から午後１２時まで

（休所日等）

第１１条　交流エリア及び観光エリアの休所日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（元日を除く。）に当たるときは、その日を開所し、その日の直後の平日を休所日とする。

(2) １２月２９日から翌年の１月３日までの日

２　駐車場の休場日は、設けないものとする。

３　市長は、前２項の規定にかかわらず、必要があるときは、臨時に休所若しくは休場し、又は休所日に開所することができる。

（来所の制限）

第１２条　市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の来所を禁止し、又はその者に対し、退所を命ずることができる。

（原状回復義務）

第１３条　利用者は、センターの施設等の利用が終わったとき、又は利用を停止され、若しくは取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第１４条　利用者及び来所者は、センターの施設等に損害を与えたときは、市長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

（使用料）

第１５条　利用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第１６条　市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第１７条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 公用又は公共用に供するため利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由によりセンターを利用することができない

とき。

(3) その他市長が特に必要と認めたとき。

（指定管理者による管理）

第１８条　市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。第２９条第１項において「法」という。）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理（歴史文化エリアの運営を除く。）を行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第１９条　前条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他必要な書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画書によるセンターの管理が市民等の平等なセンターの利用を確保することができること。

(2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う経営基盤を有していること。

(4) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

３　市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

（指定の制限）

第２０条　次に掲げる法人その他の団体（本市が財政援助を与えるものを除く。）は、指定管理者になることができない。

(1) 本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人若しくは清算人（次号及び第３号において「無限責任社員等」という。）となっている法人又は役員若しくはこれに準ずべき者（次号及び第３号において「役員等」という。）となっている団体

(2) 本市の市長又は副市長が、無限責任社員等となっている法人（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。次号において「令」という。）第１２２条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体

(3) 本市の監査委員が、無限責任社員等となっている法人（令第１３３条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体

（欠格事項）

第２１条　次に掲げる法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。次号及び第３号において同じ。）

(2) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（次号において「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体

(3) 法人その他の団体の代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体

２　前項に定めるもののほか、市長が別に定める要件に該当する法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

（指定管理者の業務）

第２２条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第４条に掲げる業務

(2) センターの施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務

(3) 前２号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な業務

２　指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第６条、第８条から第１１条までの適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（管理の基準等）

第２３条　指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者の業務を行わなければならない。

(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。

(2) センターの維持管理を適切に行うこと。

(3) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

（事業報告書の作成及び提出）

第２４条　指定管理者は、毎年度終了後３０日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第２６条第１項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して３０日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 指定管理者の業務の実施状況及び利用状況

(2) 指定管理者の業務に係る経費の収支状況

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

（事業報告の聴取等）

第２５条　市長は、指定管理者の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第２６条　市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者の業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。

(2) 第１９条第２項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

(3) 第２０条各号の指定の制限及び第２１条第１項各号の欠格事項に該当したとき。

(4) 第２３条各号に掲げる基準を遵守しないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

２　市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

（指定管理者による施設の原状回復義務）

第２７条　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第１項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又はその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第２８条　指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定）

第２９条　市長は、法第２４４条の２第８項の規定により、指定管理者にセンターの利用に係る料金（次項及び次条において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として

収受させることができる。

２　利用料金の額は、別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

（利用料金の納付等）

第３０条　第１５条の規定にかかわらず、第１８条の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、利用料金を納めなければならない。

２　指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準等により利用料金の減免又は還付をすることができる。

３　指定管理者は、利用者が第１項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

４　市又は指定管理者は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

（委任）

第３１条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和１０年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　センターの利用に係る申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（春日部市教育センター条例及び春日部市視聴覚センター条例の廃止）

３　次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 春日部市教育センター条例（平成１７年条例第１７０号）

(2) 春日部市視聴覚センター条例（平成１７年条例第１８５号）

（春日部市教育センター条例及び春日部市視聴覚センター条例の廃止に伴う経過措置）

４　この条例の施行の日前に、廃止前の春日部市教育センター条例及び春日部市視聴覚センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（経過措置）

５　指定管理者にセンターの管理を行わせるときは、当該管理を行わせる日前にこの条例の

規定により市長がした利用の許可その他の処分（同日以後の利用に係るものに限る。）又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、同日以後は、この条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（春日部市公民館条例の一部改正）

6　春日部市公民館条例（平成１７年条例第１８０号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
（名称及び位置）
第２条
地区公民館
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>春日部市粕壁地区公民館</td><td>春日部市粕壁6918番地1</td></tr>
</table>
（所轄地区）
第３条
<table>
<tr><th>公民館名称</th><th>所轄地区</th></tr>
<tr><td>春日部市粕壁地区公民館</td><td>粕壁地区</td></tr>
</table>
別表第１（第９条の２、第14条関係）
中央公民館等使用料
<table>
<tr><th>公民館名</th><th>施設等の名称</th><th>１時間当たりの使用料(円)</th></tr>
<tr><td rowspan="13">中央公民館</td><td>体育館</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>ステージ</td><td>450</td></tr>
<tr><td>講堂</td><td>2,450</td></tr>
<tr><td>多機能学習室</td><td>250</td></tr>
<tr><td>大会議室</td><td>500</td></tr>
<tr><td>サークルボックス</td><td>100</td></tr>
<tr><td>和室ふじ</td><td>150</td></tr>
<tr><td>実習室</td><td>250</td></tr>
<tr><td>音楽スタジオ</td><td>200</td></tr>
<tr><td>小会議室</td><td>100</td></tr>
<tr><td>中会議室</td><td>200</td></tr>
<tr><td>アトリエ</td><td>300</td></tr>
</table>
</td><td>
（名称及び位置）
第２条
地区公民館
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>春日部市粕壁地区公民館</td><td>春日部市粕壁6918番地1</td></tr>
<tr><td>春日部市粕壁南公民館</td><td>春日部市南一丁目12番23号</td></tr>
</table>
（所轄地区）
第３条
<table>
<tr><th>公民館名称</th><th>所轄地区</th></tr>
<tr><td>春日部市粕壁地区公民館</td><td rowspan="2">粕壁地区</td></tr>
<tr><td>春日部市粕壁南公民館</td></tr>
</table>
別表第１（第９条の２、第14条関係）
中央公民館等使用料
<table>
<tr><th>公民館名</th><th>施設等の名称</th><th>１時間当たりの使用料(円)</th></tr>
<tr><td rowspan="13">中央公民館</td><td>体育館</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>ステージ</td><td>450</td></tr>
<tr><td>講堂</td><td>2,450</td></tr>
<tr><td>多機能学習室</td><td>250</td></tr>
<tr><td>大会議室</td><td>500</td></tr>
<tr><td>サークルボックス</td><td>100</td></tr>
<tr><td>和室ふじ</td><td>150</td></tr>
<tr><td>実習室</td><td>250</td></tr>
<tr><td>音楽スタジオ</td><td>200</td></tr>
<tr><td>小会議室</td><td>100</td></tr>
<tr><td>中会議室</td><td>200</td></tr>
<tr><td>アトリエ</td><td>300</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

粕壁南公民館	会議室	250
	和室	150
	調理室	100
	コミュニティホール	550
	ボランティアビューロー	150
	学習室	100
	音楽室	100

（春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）

7　春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成１９年条例第５２号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
別表（第２条関係） **春日部市地区センター条例（令和５年条例第33号）** **かすかべひがし交流センター条例（令和　年条例第　号）** 春日部市男女共同参画推進センター条例（平成17年条例第27号） 春日部市庁舎管理規則（平成17年規則第131号） 春日部市総合福祉センター条例（平成17年条例第86号） 春日部市児童館条例（平成17年条例第95号） 春日部市子育て支援センター条例（平成18年条例第３号） 春日部市高齢者福祉センター条例（平成17年条例第101号） 春日部市憩いの家条例（平成17年条例第102号） 春日部市高齢者憩いの家条例（平成17年条例第103号） 春日部市健康福祉センター条例（平成17年条例第109号） 春日部市道の駅「庄和」条例（平成21年条例第17号） 春日部市大凧文化交流センター条例（令	別表（第２条関係） **春日部市地区センター条例（令和５年条例第33号）** 春日部市男女共同参画推進センター条例（平成17年条例第27号） 春日部市庁舎管理規則（平成17年規則第131号） 春日部市総合福祉センター条例（平成17年条例第86号） 春日部市児童館条例（平成17年条例第95号） 春日部市子育て支援センター条例（平成18年条例第３号） 春日部市高齢者福祉センター条例（平成17年条例第101号） 春日部市憩いの家条例（平成17年条例第102号） 春日部市高齢者憩いの家条例（平成17年条例第103号） 春日部市健康福祉センター条例（平成17年条例第109号） 春日部市道の駅「庄和」条例（平成21年条例第17号） 春日部市大凧文化交流センター条例（令

和６年条例第３号） 春日部市都市公園条例（平成17年条例第150号）	和６年条例第３号） 春日部市都市公園条例（平成17年条例第150号） 春日部市教育センター条例（平成17年条例第170号）
春日部市立学校設置条例（平成17年条例第176号） 春日部市公民館条例（平成17年条例第180号）	春日部市立学校設置条例（平成17年条例第176号） 春日部市公民館条例（平成17年条例第180号） 春日部市視聴覚センター条例（平成17年条例第185号）

別表（第１５条、第２９条関係）

１　施設使用料（１時間当たり）

名称	区分	金額（円）
多目的室１	１室	３００
多目的室２	１室	３００
多目的室３	１室	１００
多目的室４	１室	１００
多目的室５	１室	１００
多目的室６	１室	３００
多目的室７	１室	２５０
多目的室８	１室	２５０
多目的室９	１室	３００
多目的室１０	１室	５００
調理室	１室	３００
和室	１室	３５０
ホール	１室	１，３５０
学習室	１名	１００
スタジオ１	１室	４５０
スタジオ２	１室	２００
駐車場	１台	３００

備考

１　駐車場を除き、利用時間の単位は、午前９時から始まる１時間ごとの区分とする。

２　第１０条ただし書の規定による市長が必要と認めた場合の施設使用料の額は、所定

の施設使用料の額とする。ただし、利用時間が３０分以下の場合は、所定の施設使用料の額の５割に相当する額とする。

３　駐車場を使用する場合において、使用の開始から１時間までの間の使用料は３００円とし、１時間を超えたときは、１時間増すごとに３００円を加算する。この場合、利用時間に１時間未満の端数が生じたときは、これを１時間として使用料を算定する。

４　計算した施設使用料（割増使用料を加算する場合には当該割増使用料を合算した額）は、５０円単位とし、５０円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

５　利用者（春日部市、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町に住所を有する個人に限る。）に係る駐車場使用料は、規則で定める時間については無料とする。

２　割増使用料

利用区分	加算額
市外居住者の利用	市外（蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町を除く。）に住所を有するものは、当該施設使用料に１００分の５０を乗じて得た額を加算する。
営利又は宣伝を目的とした利用	当該施設使用料に４を乗じて得た額を加算する。

備考

１　割増使用料の利用区分が重複する場合は、加算額の大きい方の額を施設使用料に加算するものとする。

２　駐車場については、割増使用料の規定は適用しない。

議案第１０３号

春日部市職員の給与に関する条例及び春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

春日部市職員の給与に関する条例及び春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

職員の給与の見直しに伴い、宿日直手当の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市職員の給与に関する条例及び春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（春日部市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　春日部市職員の給与に関する条例（平成１７年条例第５２号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（宿日直手当） 第16条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、5,000円を支給する。ただし、勤務時間が５時間未満の場合は、その額に100分の50を乗じて得た額とし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の２分の１に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。	（宿日直手当） 第16条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、4,700円を支給する。ただし、勤務時間が５時間未満の場合は、その額に100分の50を乗じて得た額とし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の２分の１に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。
（期末手当） 第17条 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。	（期末手当） 第17条 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。
（勤勉手当） 第18条 ２ （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の	（勤勉手当） 第18条 ２ （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の

勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額	勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

(2) 別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

（単位　円）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300	
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800	
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300	
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800	
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100	
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400	
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600	
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800	
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100	
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400	
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600	
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800	
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600	
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400	
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200	
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800	
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400	
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000	

28	245, 800	283, 200	316, 500	361, 800	388, 200	421, 700	469, 600	
29	247, 100	284, 000	317, 700	363, 300	389, 600	422, 800	470, 300	
30	248, 200	284, 800	318, 900	364, 900	390, 900	424, 000	471, 100	
31	249, 300	285, 700	320, 100	366, 500	392, 100	425, 100	471, 500	
32	250, 400	286, 400	321, 300	368, 100	393, 500	426, 200	472, 200	
33	251, 500	287, 200	322, 500	369, 800	394, 600	426, 900	472, 700	
34	252, 400	288, 000	323, 800	371, 600	395, 500	427, 600	473, 100	
35	253, 300	288, 800	325, 200	373, 400	396, 500	428, 200	473, 500	
36	254, 300	289, 400	326, 500	375, 200	397, 500	428, 900	473, 900	
37	255, 300	290, 100	327, 800	376, 700	398, 300	429, 500	474, 300	
38	256, 200	290, 900	329, 100	378, 100	399, 200	430, 100	474, 600	
39	257, 100	291, 600	330, 400	379, 500	400, 100	430, 600	474, 900	
40	257, 900	292, 300	331, 700	380, 900	400, 900	431, 000	475, 200	
41	258, 700	293, 000	333, 100	382, 400	401, 700	431, 400	475, 500	
42	259, 300	293, 800	334, 300	383, 200	402, 500	431, 600	475, 800	
43	259, 900	294, 500	335, 500	384, 100	403, 300	431, 900	476, 100	
44	260, 500	295, 200	336, 600	385, 100	404, 000	432, 200	476, 400	
45	261, 100	295, 900	337, 500	386, 000	404, 700	432, 500	476, 700	
46	261, 700	296, 600	338, 700	387, 100	405, 400	432, 800		
47	262, 300	297, 300	339, 900	388, 000	406, 100	433, 100		
48	262, 900	297, 900	341, 200	389, 000	406, 800	433, 400		
49	263, 400	298, 600	342, 300	389, 900	407, 300	433, 600		
50	264, 000	299, 300	343, 500	390, 600	407, 900	433, 900		
51	264, 600	300, 000	344, 700	391, 300	408, 500	434, 100		
52	265, 100	300, 700	345, 900	391, 900	409, 200	434, 400		
53	265, 500	301, 200	347, 200	392, 300	409, 600	434, 600		
54	265, 900	301, 900	348, 200	392, 900	410, 200	434, 900		
55	266, 200	302, 500	349, 300	393, 500	410, 800	435, 200		
56	266, 500	303, 200	350, 400	394, 200	411, 300	435, 500		
57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700		
58	267, 100	304, 400	352, 000	395, 200	412, 300	436, 000		
59	267, 400	305, 000	352, 700	395, 900	412, 900	436, 300		

60	267, 700	305, 800	353, 500	396, 500	413, 400	436, 500		
61	268, 000	306, 400	354, 300	396, 800	413, 800	436, 700		
62	268, 300	306, 900	354, 700	397, 300	414, 300	437, 000		
63	268, 600	307, 400	355, 200	397, 900	414, 800	437, 300		
64	268, 900	307, 800	355, 900	398, 500	415, 400	437, 500		
65	269, 200	308, 300	356, 700	398, 800	415, 700	437, 700		
66	269, 500	308, 800	357, 400	399, 400	416, 100	438, 000		
67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300		
68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500		
69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700		
70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000		
71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300		
72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500		
73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700		
74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400			
75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700			
76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900			
77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100			
78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400			
79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700			
80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900			
81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100			
82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400			
83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700			
84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900			
85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100			
86	275, 500	315, 300	366, 500					
87	275, 800	315, 600	366, 900					
88	276, 100	315, 900	367, 300					
89	276, 400	316, 200	367, 500					
90	276, 700	316, 500	367, 900					
91	277, 000	316, 800	368, 300					

92	277, 300	317, 100	368, 700					
93	277, 600	317, 300	368, 900					
94		317, 500	369, 200					
95		317, 800	369, 600					
96		318, 200	369, 900					
97		318, 400	370, 200					
98		318, 700	370, 600					
99		319, 000	371, 000					
100		319, 400	371, 400					
101		319, 600	371, 900					
102		319, 900	372, 300					
103		320, 200	372, 700					
104		320, 500	373, 100					
105		320, 700	373, 600					
106		321, 000	374, 000					
107		321, 300	374, 300					
108		321, 600	374, 600					
109		321, 800	375, 000					
110		322, 100						
111		322, 500						
112		322, 800						
113		323, 000						
114		323, 200						
115		323, 500						
116		323, 900						
117		324, 100						
118		324, 300						
119		324, 600						
120		324, 900						
121		325, 200						
122		325, 400						
123		325, 700						

	124		326,000						
	125		326,300						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第１８条の２に規定する職員を除く。

別表第２（第３条関係）

医療職給料表

（単位　円）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	246,800	285,100	306,600	320,200	350,200	386,200
	2	248,700	286,000	307,100	320,700	351,300	388,000
	3	250,600	286,900	307,600	321,300	352,400	389,700
	4	252,500	287,800	308,000	321,700	353,400	391,500
	5	254,300	288,800	308,400	322,200	354,300	393,400
	6	256,300	289,800	308,900	322,700	355,200	395,400
	7	258,300	290,700	309,400	323,300	356,200	397,500
	8	260,300	291,700	309,900	323,800	357,200	399,600
	9	265,700	292,500	310,300	324,200	358,400	401,300
	10	267,800	293,400	310,800	324,800	359,700	403,400
	11	270,000	294,300	311,200	325,500	360,900	405,500
	12	272,200	295,200	311,700	326,100	362,100	407,500
	13	274,400	296,200	318,200	326,800	364,500	409,400
	14	275,400	296,900	318,700	327,700	365,700	411,000
	15	276,200	297,600	319,200	328,600	366,800	412,800
	16	277,100	298,300	319,700	329,500	367,900	414,600
	17	277,900	304,700	320,200	330,300	368,900	416,300
	18	279,000	305,200	320,700	331,300	370,200	418,000
	19	280,100	305,700	321,300	332,200	371,500	420,000
	20	281,000	306,200	321,700	333,000	372,800	421,700
	21	281,800	306,600	322,200	342,300	374,000	423,400
	22	282,500	307,100	322,700	343,300	375,500	425,100
	23	283,200	307,600	323,300	344,300	377,000	426,900
	24	284,000	308,000	323,800	345,300	378,500	428,700
	25	285,100	308,400	324,200	346,400	379,700	430,300
	26	286,000	308,900	324,800	347,600	381,200	432,000
	27	286,900	309,400	325,500	348,800	382,600	433,800
	28	287,800	309,900	326,100	350,000	384,000	435,600

29	288, 800	310, 300	326, 800	351, 000	385, 400	437, 100
30	289, 800	310, 800	327, 700	352, 200	386, 400	438, 600
31	290, 700	311, 200	328, 600	353, 400	387, 800	440, 100
32	291, 700	311, 700	329, 500	354, 500	389, 100	441, 400
33	292, 500	312, 200	330, 300	355, 600	390, 400	442, 600
34	293, 400	312, 600	331, 300	356, 700	391, 800	443, 700
35	294, 300	313, 100	332, 200	357, 900	393, 100	444, 900
36	295, 200	313, 500	333, 000	359, 000	394, 400	446, 100
37	296, 200	320, 200	333, 800	360, 100	395, 900	447, 400
38	296, 900	320, 700	334, 700	361, 200	397, 100	448, 500
39	297, 600	321, 300	335, 600	362, 300	398, 200	449, 700
40	298, 300	321, 700	336, 500	363, 400	399, 400	450, 900
41	304, 700	322, 200	342, 300	364, 500	400, 500	452, 100
42	305, 200	322, 700	343, 300	365, 700	401, 400	453, 100
43	305, 700	323, 300	344, 300	366, 800	402, 400	454, 200
44	306, 200	323, 800	345, 300	367, 900	403, 300	455, 300
45	306, 600	324, 200	346, 400	368, 900	403, 900	456, 300
46	307, 100	324, 800	347, 600	370, 200	404, 700	457, 200
47	307, 600	325, 500	348, 800	371, 500	405, 500	458, 100
48	308, 000	326, 100	350, 000	372, 800	406, 300	459, 000
49	308, 400	326, 800	351, 000	374, 000	407, 000	459, 900
50	308, 900	327, 700	352, 200	375, 500	407, 700	460, 800
51	309, 400	328, 600	353, 400	377, 000	408, 400	461, 700
52	309, 900	329, 500	354, 500	378, 500	409, 000	462, 600
53	310, 300	330, 300	355, 600	379, 700	409, 600	463, 400
54	310, 800	331, 300	356, 700	381, 200	410, 200	464, 200
55	311, 200	332, 200	357, 900	382, 600	410, 900	465, 000
56	311, 700	333, 000	359, 000	384, 000	411, 500	465, 800
57	312, 200	342, 300	360, 100	385, 400	412, 200	466, 500
58	312, 600	343, 300	361, 200	386, 400	412, 700	467, 300
59	313, 100	344, 300	362, 300	387, 800	413, 300	468, 100
60	313, 500	345, 300	363, 400	389, 100	413, 800	468, 900

61	314, 000	346, 400	364, 500	390, 400	414, 200	469, 600
62	314, 400	347, 600	365, 700	391, 800	414, 800	470, 400
63	314, 900	348, 800	366, 800	393, 100	415, 200	471, 200
64	315, 300	350, 000	367, 900	394, 400	415, 500	471, 900
65	315, 800	351, 000	368, 900	395, 900	415, 800	472, 700
66	316, 400	352, 200	370, 200	397, 100	416, 300	473, 500
67	317, 100	353, 400	371, 500	398, 200	416, 700	474, 300
68	317, 800	354, 500	372, 800	399, 400	417, 000	475, 000
69	318, 500	355, 600	374, 000	400, 500	417, 300	475, 800
70	319, 200	356, 700	375, 500	401, 400	417, 800	476, 600
71	319, 900	357, 900	377, 000	402, 400	418, 300	477, 400
72	320, 700	359, 000	378, 500	403, 300	418, 700	478, 100
73	321, 500	360, 100	379, 700	403, 900	419, 000	478, 900
74	322, 300	361, 200	381, 200	404, 700	419, 400	479, 700
75	323, 000	362, 300	382, 600	405, 500	419, 900	480, 500
76	323, 700	363, 400	384, 000	406, 300	420, 300	481, 200
77	324, 500	364, 500	385, 400	407, 000	420, 700	482, 000
78	325, 300	365, 700	386, 400	407, 700	421, 200	482, 800
79	326, 100	366, 800	387, 800	408, 400	421, 700	483, 500
80	326, 900	367, 900	389, 100	409, 000	422, 200	484, 300
81	327, 600	368, 900	390, 400	409, 600	422, 700	485, 100
82	328, 500	370, 200	391, 800	410, 200	423, 200	485, 900
83	329, 500	371, 500	393, 100	410, 900	423, 700	486, 600
84	330, 400	372, 800	394, 400	411, 500	424, 200	487, 400
85	331, 300	374, 000	395, 900	412, 200	424, 700	488, 200
86	332, 300	375, 500	397, 100	412, 700	425, 200	489, 000
87	333, 300	377, 000	398, 200	413, 300	425, 700	489, 700
88	334, 200	378, 500	399, 400	413, 800	426, 200	490, 500
89	335, 100	379, 700	400, 500	414, 200	426, 700	491, 300
90	336, 000			414, 800	427, 200	
91	337, 000			415, 200	427, 700	
92	338, 000			415, 500	428, 200	

93	338, 800			415, 800	428, 700	
94	339, 700			416, 300	429, 200	
95	340, 700			416, 700	429, 700	
96	341, 600			417, 000	430, 200	
97	342, 500			417, 300	430, 700	
98	343, 400			417, 800	431, 200	
99	344, 400			418, 300	431, 700	
100	345, 300			418, 700	432, 200	
101	346, 200			419, 000	432, 700	
102	347, 300			419, 400	433, 200	
103	348, 500			419, 900	433, 700	
104	349, 700			420, 300	434, 200	
105	350, 400			420, 700	434, 700	
106	351, 500			421, 100	435, 200	
107	352, 600			421, 600	435, 700	
108	353, 500			422, 100	436, 200	
109	354, 600			422, 500	436, 700	
110	355, 300			423, 000	437, 200	
111	356, 400			423, 500	437, 700	
112	357, 500			424, 000	438, 200	
113	358, 600			424, 400	438, 700	
114	359, 800			424, 900		
115	360, 900			425, 400		
116	362, 000			425, 900		
117	363, 100			426, 300		
118	364, 200			426, 800		
119	365, 200			427, 300		
120	366, 300			427, 800		
121	367, 200			428, 200		
122	368, 200			428, 700		
123	369, 100			429, 200		
124	370, 100			429, 700		

125	371, 000			430, 100		
126	371, 800					
127	372, 600					
128	373, 400					
129	374, 000					
130	374, 600					
131	375, 200					
132	375, 800					
133	376, 200					
134	376, 600					
135	377, 100					
136	377, 500					
137	378, 000					
138	378, 400					
139	378, 900					
140	379, 300					
141	379, 600					
142	380, 100					
143	380, 400					
144	380, 700					
145	381, 100					
146	381, 600					
147	382, 100					
148	382, 600					
149	383, 100					
150	383, 600					
151	384, 100					
152	384, 500					
153	384, 900					
154	385, 300					
155	385, 800					
156	386, 300					

	157	386,700					
	158	387,200					
	159	387,700					
	160	388,200					
	161	388,500					
	162	389,000					
	163	389,500					
	164	390,000					
	165	390,300					
	166	390,800					
	167	391,300					
	168	391,800					
	169	392,100					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		292,600	300,900	312,600	331,000	372,300	420,700

備考　この表は、看護専門学校に勤務する保健師、助産師及び看護師に適用する。

（春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第２条　春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２１年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（特定任期付職員の給与に関する特例）
第７条
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td>419,000</td></tr><tr><td>2</td><td>470,000</td></tr><tr><td>3</td><td>525,000</td></tr><tr><td>4</td><td>593,000</td></tr><tr><td>5</td><td>677,000</td></tr></table>（春日部市職員の給与に関する条例の適用除外等）
第10条
２　特定任期付職員に対する給与条例第16条の３第１項、第17条第２項及び第18条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第16条の３第１項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員（春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第32号）第７条第１項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、第17条第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第18条第２項第１号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。
３　給与条例第３条、第４条第１項から第５項まで、第８項及び第12項、第７条から第８条まで、第９条の４、第16条の２並びに第16条の３の規定は、特定業務等従事任期付職員には適用しない。</td><td>（特定任期付職員の給与に関する特例）
第７条
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td>405,000</td></tr><tr><td>2</td><td>455,000</td></tr><tr><td>3</td><td>508,000</td></tr><tr><td>4</td><td>574,000</td></tr><tr><td>5</td><td>655,000</td></tr></table>（春日部市職員の給与に関する条例の適用除外等）
第10条
２　特定任期付職員に対する給与条例第16条の３第１項、第17条第２項及び第18条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第16条の３第１項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員（春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第32号）第７条第１項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、第17条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第18条第２項第１号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。
３　給与条例第３条、第４条第１項から第５項まで、第８項及び第12項、第７条から第９条まで、第９条の４、第16条の２並びに第16条の３の規定は、特定業務等従事任期付職員には適用しない。</td></tr>
</table>

(2) 別表を次のように改める。

別表（第８条関係）

特定業務等従事任期付職員給料表

（単位　円）

職務の級	１級	２級	３級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	222,600	235,100	247,100
2	224,300	236,700	248,200
3	226,000	238,300	249,300
4	227,700	239,900	250,400
5	228,900	241,500	251,500
6	230,500	243,200	252,800
7	232,100	244,500	254,200
8	233,600	245,800	255,600
9	235,100	247,100	257,000
10	236,700	248,200	258,400
11	238,300	249,300	259,800
12	239,900	250,400	261,200
13	241,500	251,500	262,600
14	243,200	252,800	263,800
15	244,500	254,200	265,100
16	245,800	255,600	266,400
17	247,100	257,000	267,600

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の春日部市職員の給与に関する条例（次項及び附則第４項において「改正後の給与条例」という。）第１６条第１項、別表第１及び別表第２の規定並びに第２条の規定による改正後の春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項及び附則第４項において「改正後の任期付職員条例」という。）第７条第１項及び別表の規定は、令和８年４月１日から適用する。

3　改正後の給与条例第１７条第２項及び第３項並びに第１８条第２項の規定並びに改正後の任期付職員条例第１０条第２項の規定は、令和８年６月１日から適用する。

（給与の内払）

4　改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の春日部市職員の給与に関する条例又は第２条の規定による改正前の春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第１０４号

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

市議会議員の期末手当の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年条例第４６号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に**100分の235**を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 （費用弁償） 第６条 ２　前項の規定により支給する旅費の額は、**春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）の規定に基づき市長等に支給する旅費の額に相当する額**とする。	（期末手当） 第５条 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に**100分の232.5**を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 （費用弁償） 第６条 ２　前項の規定により支給する旅費の額は、**別表のとおり**とする。

(2) 別表を削る。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第６条第２項の改正規定及び別表を削る改正規定並びに附則第４項の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　改正後の春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（次項及び附則第４項において「改正後の条例」という。）第５条第２項の規定は、令和８年６月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規

定による期末手当の内払とみなす。

（経過措置）

４　改正後の条例第６条第２項の規定は、令和９年４月１日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第１０５号

春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

市長等の期末手当の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（春日部市特別職の給与に関する条例の一部改正）

第１条　春日部市特別職の給与に関する条例（平成１７年条例第５０号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第５条 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(2) 別表を次のように改める。

別表（第６条関係）

種類	旅費の額
鉄道賃	次に掲げる費用の額の合計額 (1) 運賃 (2) 急行料金 (3) 寝台料金 (4) 座席指定料金 (5) 特別車両料金 (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用
船賃	次に掲げる費用の額の合計額 (1) 運賃（運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最上級の運賃の額を上限とする。） (2) 寝台料金 (3) 座席指定料金 (4) 特別船室料金 (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
航空賃	次に掲げる費用の額の合計額 (1) 運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額を上限とする。） (2) 座席指定料金 (3) 前２号に掲げる費用に付随する費用
その他の交通費	一般職の職員に対し支給する旅費の額に相当する額
宿泊費（１夜につき）	27,000円の範囲内の実費
包括宿泊費（１夜につき）	移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費並びに宿泊に係る宿泊費の合計額
宿泊手当	一般職の職員に対し支給する旅費の額に相当する額

（春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第２条　春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成１７年条例第１６８号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の項を削る。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 （旅費） 第６条　教育長が公務のため旅行したときは、春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）第６条に規定する旅費の例により旅費を支給する。	（期末手当） 第５条 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 （旅費） 第６条　教育長が公務のため旅行したときは、別表に定めるところにより、旅費を支給する。 **２　前項に定めのないものについては、一般職の職員に支給する旅費の例による。**

(3) 別表を削る。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条の規定中別表の改正規定並びに第２条の規定中第６条の改正規定及び別表を削る改正規定並びに附則第４項の規定は令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の春日部市特別職の給与に関する条例（次項及び附則第４項において「改正後の特別職給与条例」という。）第５条第２項の規定及び第２条の規定による改正後の春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例（次項及び附則第４項において「改正後の教育長給与条例」という。）第５条第２項の規定は、令和８年６月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の春日部市特別職の給与に関する条例又は第２条の規定による改正前の春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（経過措置）

４　改正後の特別職給与条例別表の規定及び改正後の教育長給与条例第６条の規定は、令和９年４月１日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第１０６号

春日部市職員の旅費に関する条例等の一部改正について

春日部市職員の旅費に関する条例等の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

職員等の旅費の見直しに伴い、定義の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（春日部市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第１条　春日部市職員の旅費に関する条例（平成１７年条例第５５号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項又は号の表示及びそれに対応する改正後の欄の項又は号の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項又は号を当該改正後の欄の項又は号とする。

(2) 次の表中、改正前の欄の項又は号に対応する改正後の欄の項又は号が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の項又は号を削る。

(3) 次の表中、改正後の欄の条、項又は号に対応する改正前の欄の条、項又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の条、項又は号を加える。

(4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第１号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
（定義） 第２条	（定義） 第２条 ２　この条例において「何級の職務」という場合には、春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）第３条第１項第１号に規定する行政職給料表による当該級の職務及び行政職給料表の適用を受けない者については、市長が規則で定めるこれに相当する職務をいうものとする。
２　（略）	３　（略）
（旅費の種類） 第６条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、**その他の交通費**、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。	（旅費の種類） 第６条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、**車賃、日当**、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。 ２　鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 ３　船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 ４　航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。 ５　車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ１キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。 ６　日当は、出張中の日数に応じ１日当たりの定

	額により支給する。 7　宿泊費は、出張中の夜数に応じ１夜当たりの実費額により支給する。 8　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし実費額により支給する。 9　宿泊手当は、出張中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。 10　第19条に規定する出張については、第１項に掲げる旅費に代え、実費額を旅費として支給する。
（旅費の計算） 第７条 第８条 第９条 第10条　削除	（旅費の計算） 第７条 第８条 第９条 第10条　１日の出張において、日当について、定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当を支給する。
第11条　鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。	第11条　鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。
（旅費の請求手続） 第12条　旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを支出命令権者（春日部市会計規則（平成17年規則第122号）第２条第２号に規定する支出命令権者をいう。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。	（旅費の請求手続） 第12条　旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該出張命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。
（鉄道賃） 第13条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第１条第１項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。第16条第１項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第６号までに掲	（鉄道賃） 第13条　鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。	
（１）　運賃	（１）　乗車に要する運賃
（２）　急行料金	（２）　急行料金を徴する線路による出張の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金
（３）　寝台料金	（３）　２級以上の職務にある者が、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による出張をする場合には、前２号に規定する運賃及び急行料金のほか、特別車両料金
（４）　座席指定料金	（４）　２級以上の職務にある者が、座席指定料金を徴する客車を運行する線路による出張をする場合には、前３号に規定する運賃、急行料金及び特別車両料金のほか、座席指定料金
（５）　特別車両料金	
（６）　前各号に掲げる費用に付随する費用	
	２　前項第２号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。 （１）　特別急行列車を運行する線路による出張で片道100キロメートル以上のもの （２）　普通急行列車を運行する線路による出張で片道50キロメートル以上のもの
	３　第１項第４号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による出張で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。
（船賃）	（船賃）
第14条　船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第16条第１項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。	第14条　船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。
（１）　運賃	（１）　運賃の等級を３階級に区分する船舶による出張の場合には、次に規定する運賃 ア　６級以上の職務のある者については、上級の運賃 イ　５級、４級、３級及び２級の職務にある者については、中級の運賃 ウ　１級の職務にある者については、下級の運賃

	（２） 運賃の等級を２階級に区分する船舶による出張の場合には、次に規定する運賃 ア　２級以上の職務にある者については、上級の運賃 イ　１級の職務にある者については、下級の運賃 （３） 運賃の等級を設けない船舶による出張の場合には、その乗船に要する運賃
（２） 寝台料金	（４） 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前３号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金 （５） ２級以上の職務にある者が、第３号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による出張をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
（３） 座席指定料金	（６） ２級以上の職務にある者が、座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による出張をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
（４） 特別船室料金 （５） 前各号に掲げる費用に付随する費用	
２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級の運賃の額とする。	２　前項第１号又は第２号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に２以上に区分する船舶による出張の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。
（航空賃）	（航空賃）
第15条　航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第２条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条第１項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 （１） 運賃 （２） 座席指定料金 （３） 前２号に掲げる費用に付随する費用 ２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額とする。	第15条　航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。
（その他の交通費）	（車賃）
第16条　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額	第16条　車賃の額は、１キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他や

は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 （１） 道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃 （２） 道路運送法第３条第１号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃 （３） 前２号に掲げる費用に付随する費用 ２ 前項の規定にかかわらず、前３条又は前項各号に掲げる運賃若しくは費用を要する方法によっては出張の目的を達成し難い場合であって、出張者が出張命令権者の承認を受けて自家用車（任命権者が定めるところにより登録を受けたものに限る。）を使用して出張した場合には、移動に要する費用として、１キロメートルにつき37円及び当該費用に付随する費用を、その他の交通費の額とする。	むを得ない事情により定額の車賃で出張の実費を支弁することができない場合には、実費額による。
３ 前項の場合においては、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。	２ 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
４ （略）	３ （略）
	（日当）
第17条 削除	第17条 日当の額は、１日につき2,200円の定額による。 ２ 日当は、鉄道100キロメートル以上、水路50キロメートル以上又は陸路25キロメートル以上の出張の場合及び公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に支給する。 ３ 鉄道、水路又は陸路にわたる出張については、鉄道４キロメートル、水路２キロメートルをもってそれぞれ陸路１キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。
（包括宿泊費） 第18条の２ 包括宿泊費の額は、移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費並びに宿泊に係る宿泊費の合計額による。	（包括宿泊費） 第18条の２ 包括宿泊費の額は、移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃並びに宿泊に係る宿泊費の合計額による。

	（研修旅費）
第20条　削除	第20条　職員が、職務上研修、講習、訓練その他これに類する目的のため引き続き４日を超えて出張した場合の鉄道賃、船賃及び日当（４日を超える日当に限る。）の額は、第13条、第14条及び第17条の規定にかかわらず、次に規定するところによる。 （１）　鉄道賃又は船賃の額　その乗車又は乗船に要する旅客運賃 （２）　日当の額　１日につき1,100円の定額による。
（特別職の職員と同行して出張した場合の旅費額）	（特別職の職員又は上級職員と同行して出張した場合の旅費額）
第22条　職員が、特別職の職員と同行して出張した場合には、当該職員に対し、前各条の規定にかかわらず、同行した特別職の職員と同額の旅費を支給する。	第22条　職員が、特別職の職員又は２級以上の上級職員と同行して出張した場合には、当該職員に対し、前各条の規定にかかわらず、同行した特別職の職員又は上級職員と同額の旅費を支給する。
（職員以外の者の旅費）	（職員以外の者の旅費）
第23条　第３条第２項の規定により職員以外の者に支給する旅費は、用務の内容及び支給を受ける者の知識、経験、社会的地位等を考慮して、相当すると認める職員の出張の例に準じて計算した旅費とする。	第23条　第３条第２項の規定により職員以外の者に支給する旅費は、用務の内容及び支給を受ける者の知識、経験、社会的地位等を考慮して、相当すると認める職務の級の職員の出張の例に準じて計算した旅費とする。
（旅費の支給額の上限） 第24条の２　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第13条各号、第14条第１項各号、第15条第１項各号及び第16条第１項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第７条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。 ２　宿泊費、包括宿泊費の支給額は、当該各種類について第７条、第18条及び第18条の２の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。	
（旅費の返納） 第24条の３　任命権者は、出張者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。	

（春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第２条　春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年条例第４７号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（費用弁償） 第４条 ２　前項の規定により支給する旅費の額は、**春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）の規定に基づき市長等に支給する旅費の額**に相当する額とする。	（費用弁償） 第４条 ２　前項の規定により支給する旅費の額は、**別表第３のとおりとする。ただし、別表第２に掲げる特別職の職員については、課長の職務**に相当する額とする。

(2) 別表第３を削る。

（春日部市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第３条　春日部市証人等の実費弁償に関する条例（平成１７年条例第４９号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（実費弁償の額及び支給方法） 第２条　実費弁償の額は、春日部市職員の旅費に関する条例（平成17年条例第55号）の規定に基づき**職員**に支給する旅費の額に相当する額**とする。**	（実費弁償の額及び支給方法） 第２条　実費弁償の額は、春日部市職員の旅費に関する条例（平成17年条例第55号）の規定に基づき**６級の職務にある者**に支給する旅費の額に相当する額**とする。ただし、日当は１日につき3,000円とする。**

（春日部市消防団条例の一部改正）

第４条　春日部市消防団条例（平成１７年条例第１６４号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の項を削る。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（費用弁償等） 第12条　**団員が**職務のため市外**に旅行したときの費用弁償等は、春日部市職員の旅費に関する条**	（費用弁償等） 第12条　**団員にして**職務のため市外**滞在したとき、その滞在期間中は別表によりその費用を弁**

例（平成17年条例第55号）の適用を受ける職員の例による。	償する。 2　前項に定めのないものについては、春日部市職員の旅費に関する条例（平成17年条例第55号）の適用を受ける職員の例により旅費を支給する。

(3) 別表を削る。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　第１条の規定による改正後の春日部市職員の旅費に関する条例の規定、第２条の規定による改正後の春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定、第３条の規定による改正後の春日部市証人等の実費弁償に関する条例の規定及び第４条の規定による改正後の春日部市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第１０７号

春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、定義の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。

(2) 次の表中、改正後の欄の条、項又は号に対応する改正前の欄の条、項又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の条、項又は号を加える。

(3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第１号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
目次	目次
第１章	第１章
第３節	第３節
第３款　特例地域型保育給付費に関する基準（**第51条―第52条**）	第３款　特例地域型保育給付費に関する基準（**第51条・第52条**）
（定義）	（定義）
第２条	第２条
（６）　**満３歳未満等小規模保育事業**　児童福祉法第６条の３第10項に規定する**小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業を除く。）**をいう。	（６）　**小規模保育事業**　児童福祉法第６条の３第10項に規定する**小規模保育事業**をいう。
（６）の２　満３歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。	
(11)の２　教育認定子ども　法第27条第１項に規定する教育認定子どもをいう。	
(11)の３　満３歳以上保育認定子ども　法第27条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。	
(11)の４　保育認定子ども　法第29条第２項に規定する保育認定子どもをいう。	
（正当な理由のない提供拒否の禁止等）	（正当な理由のない提供拒否の禁止等）
第６条	第６条
２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就	２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就

学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**教育認定子ども**の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。	学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）**の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している**同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
４　前２項の特定教育・保育施設は、**選考方法又は前項に規定する選考の方法**をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	４　前２項の特定教育・保育施設は、**選考方法**をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条	（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条
２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、**保育認定子ども**に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、**法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第９条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速や	（教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第９条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速や

かに**教育・保育給付認定の申請**が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	かに**当該申請**が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
（**特定教育・保育**の提供の記録）	（**教育・保育**の提供の記録）
第12条　（略）	第12条　（略）
（利用者負担額等の受領）	（利用者負担額等の受領）
第13条	第13条
4	4
（３）	（３）
ア	ア
（ア）　**教育認定子ども**　77,101円	（ア）　**法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**　77,101円
（イ）　**満３歳以上保育認定子ども**（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）　57,700円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）	（イ）　**法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）　57,700円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）
イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。**以下このイ**(ア)において同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）	イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。**以下**イ(ア)において同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）
（ア）　**教育認定子ども**　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者	（ア）　**法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者
（イ）　**満３歳以上保育認定子ども**　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者	（イ）　**法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者
（運営規程）	（運営規程）
第20条	第20条
（７）　特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第６条**第２項**に規定する**選考方法及び**	（７）　特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第６条**第２項及び第３項**に規定する**選**

同条第３項に規定する選考の方法を含む。）	考方法を含む。）
（利用定員の遵守）	（定員の遵守）
第22条　（略）	第22条　（略）
（虐待等の禁止）	（虐待等の禁止）
第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（特別利用保育の基準）	（特別利用保育の基準）
第35条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。	第35条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認

育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。	定子ども」とあるのは「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。
（特別利用教育の基準） 第36条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。	（特別利用教育の基準） 第36条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満３歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲

就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。	げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。
第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第１項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）第28条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第42条第３項において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同条例第28条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第42条第３項において同じ。）にあっては６人以上19人以下、小規模保育事業Ｃ型（同条例第28条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第６項において同じ。）にあっては６人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。	第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第１項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）第29条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第42条第３項において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同条例第32条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第42条第３項において同じ。）にあっては６人以上19人以下、小規模保育事業Ｃ型（同条例第34条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第６項において同じ。）にあっては６人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。
２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。	２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第

	６条の３第12項第１号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
（１）　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 （２）　事業所内保育事業　法第43条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 ３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。	
（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条	（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条
２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節（第43条第１項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学	

前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	
４　**前２項**の特定地域型保育事業者は、**前２項に規定する選考の方法**をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	３　**前項**の特定地域型保育事業者は、**前項の選考方法**をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
５　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る**保育認定子ども**に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	４　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る**満３歳未満保育認定子ども**に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第40条	（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第40条
２　特定地域型保育事業者は、**保育認定子ども**に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	２　特定地域型保育事業者は、**満３歳未満保育認定子ども**に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（心身の状況等の把握） 第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、**保育認定子ども**の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	（心身の状況等の把握） 第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、**満３歳未満保育認定子ども**の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
（特定教育・保育施設等との連携） 第42条	（特定教育・保育施設等との連携） 第42条
（１）　特定地域型保育の提供を受けている**保育認定子ども**に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。	（１）　特定地域型保育の提供を受けている**満３歳未満保育認定子ども**に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。
（３）　当該**特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項、第７項及び第12項において同**	（３）　当該**特定地域型保育事業者により特定地域型保育**の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の**小学校就学前子ど**

じ。）の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	もに限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
7　前項（同項第２号に該当する場合に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。	7　前項（同項第２号に該当する場合に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。
8　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。	
9　（略）	8　（略）
10　事業所内保育事業（第37条第２項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において、「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第１項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第１号及び第２号に係る連携協力を求めることを要しない。	9　事業所内保育事業（第37条第２項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において、「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第１項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第１項第１号及び第２号に係る連携協力を求めることを要しない。
11　（略）	10　（略）
12　（略）	11　（略）
（利用者負担額等の受領） 第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。	（利用者負担額等の受領） 第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。
（運営規程） 第46条 （７）　特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第39条第２項及び第３項に規定する選考の方法を含む。）	（運営規程） 第46条 （７）　特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第39条第２項に規定する選考方法を含む。）

（勤務体制の確保等） 第47条　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 （利用定員の遵守） 第48条　（略） （記録の整備） 第49条 ２　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 （準用） 第50条　第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第14条第１項中「施設型給付費（法第27条第１項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。	（勤務体制の確保等） 第47条　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 （定員の遵守） 第48条　（略） （記録の整備） 第49条 ２　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 （準用） 第50条　第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項中「施設型給付費（法第27条第１項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準） 第51条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	（特別利用地域型保育の基準） 第51条　特定地域型保育事業者が法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項及び第52条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第37条第３項、第39条第３項及び第40条第２項を除き、前条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節（第43条第１項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第３号」と、「法	３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第２項を除き、前条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「同条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第３号」と、「法第20条第４項の規

第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

第51条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第37条第２項、第39条第２項及び第40条第２項を除き、第50条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第３項中「第

定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

19条第２号」とあるのは「第19条第１号」と、「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第２号」と、「法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは、「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。	
（特定利用地域型保育の基準） 第52条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	（特定利用地域型保育の基準） 第52条　特定地域型保育事業者が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満３歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第51条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項

	の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
3　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第１項中「**教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）**」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる**満３歳以上保育認定子ども**（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（**特定満３歳以上保育認定子どもを除く**。）に係る第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	3　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第１項中「**教育・保育給付認定保護者**」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる**法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども**（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（**令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう**。）に係る第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１０８号

春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等との連携の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（保育所等との連携） 第７条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第15条第１項及び第２項、第16条第１項、第２項及び第５項、第17条並びに第18条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる**事項（法第６条の３第10項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）**に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。	（保育所等との連携） 第７条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第15条第１項及び第２項、第16条第１項、第２項及び第５項、第17条並びに第18条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる**事項**に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。
（３）　当該**家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）**により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者	（３）　当該**家庭的保育事業者等**により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提

の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	供すること。
7　前項（同項第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに**限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所**であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。	7　前項（同項第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに**限る。）**であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。
（児童対象性暴力等の防止） **第14条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。**	**第14条　削除**
（家庭的保育事業所等内部の規程） 第19条 （６）　乳児、幼児の区分ごとの**利用定員（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）**	（家庭的保育事業所等内部の規程） 第19条 （６）　乳児、幼児の区分ごとの**利用定員**
（職員） 第24条 2　**家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）**は、市長が行う研修（市長が指定する埼玉県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した**保育士（法第18条の27第１項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区**	（職員） 第24条 2　**家庭的保育者**は、市長が行う研修（市長が指定する埼玉県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した**保育士**又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

域法」という。）第12条の５第３項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。	
（小規模保育事業の区分）	（小規模保育事業の区分）
第28条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業Ｃ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。	第28条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型及び小規模保育事業Ｃ型とする。
（職員）	（職員）
第30条	第30条
２	２
（３）　満３歳以上満４歳に満たない児童　おおむね15人につき１人（法第６条の３第10項第２号又は第３号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）	（３）　満３歳以上満４歳に満たない児童　おおむね15人につき１人（法第６条の３第10項第２号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士	

等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所Ａ型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
（職員） 第32条 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所Ｂ型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	（職員） 第32条 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。

（利用定員） 第36条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第６条の３第10項第１号の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上10人以下とする。	（利用定員） 第36条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第６条の３第10項の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上10人以下とする。
（職員） 第45条 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	（職員） 第45条 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
（職員） 第48条 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	（職員） 第48条 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認	

定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
5　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
（準用） 第49条　第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４号において同じ。)」<u>とする。</u>	（準用） 第49条　第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４号において同じ。)」<u>**と、同条第４号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第５号」とする。**</u>
附　則 （連携施設に関する経過措置） 4　<u>家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者及び</u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第７条第１項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	附　則 （連携施設に関する経過措置） 4　<u>家庭的保育事業者等</u>（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第７条第１項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
（小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） **7　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第１項の確**	

認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第２項各号又は第45条第２項各号に定める数の合計数が１となるときは、第30条第２項又は第45条第２項に規定する保育士の数は１人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が１人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 ８　前項の事情に鑑み、当分の間、第30条第２項又は第45条第２項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条第２項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。 ９　附則第７項の事情に鑑み、当分の間、１日につき８時間を超えて開所する小規模保育事業所Ａ型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所Ａ型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所Ａ型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第２項又は第45条第２項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。 10　前２項の規定を適用するときは、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所Ａ型又は保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、第30条第３項若しくは第４項若しくは第45条第３項若しくは第４項又は前２項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前２項の規定の適用がないものとした場合の第30条第２項又は第45条第２項により算定される保育士の数の３分の２以上、置かなければならない。	

（春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和６年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） ２　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年３月31日までの間、改正後の第30条第２項、第32条第２項、第45条第２項及び第48条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第２項、第32条第２項、第45条第２項及び第48条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 **３　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第30条第２項、第32条第２項、第45条第２項及び第48条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第２項、第32条第２項、第45条第２項及び第48条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。**	附　則 （経過措置） ２　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第30条第２項、第32条第２項、第45条第２項及び第48条第２項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第２項、第32条第２項、第45条第２項及び第48条第２項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条の規定中第１４条の改正規定は、令和８年１２月２５日から施行する。

議案第１０９号

春日部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

春日部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止の規定を改正したく提案いたします。

春日部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年条例第２号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。

改正後	改正前
（児童対象性暴力等の防止） 第14条の２　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

議案第１１０号

春日部市こども医療費の助成に関する条例及び春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

春日部市こども医療費の助成に関する条例及び春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴い、助成の方法等の規定を改正したく提案いたします。

春日部市こども医療費の助成に関する条例及び春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

（春日部市こども医療費の助成に関する条例の一部改正）

第１条　春日部市こども医療費の助成に関する条例（平成１７年条例第９６号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（助成の方法等） 第６条 ４　市長は、第２項の規定により当該医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を**医療情報基盤・診療報酬審査支払機構**、国民健康保険団体連合会等に委託することができる。	（助成の方法等） 第６条 ４　市長は、第２項の規定により当該医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を**社会保険診療報酬支払基金**、国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

（春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正）

第２条　春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成１７年条例第９８号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（助成の方法等） 第７条 ４　市長は、第２項の規定により当該医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を**医療情報基盤・診療報酬審査支払機構**、国民健康保険団体連合会等に委託することができる。	（助成の方法等） 第７条 ４　市長は、第２項の規定により当該医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を**社会保険診療報酬支払基金**、国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１１１号

春日部市市営住宅条例の一部改正について

春日部市市営住宅条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

管理代行制度の導入に伴い、管理代行者による管理の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市市営住宅条例の一部を改正する条例

春日部市市営住宅条例（平成１７年条例第１４２号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。

(2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。

(3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第１号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
目次 第５章　補則（第46条―第50条） （管理代行者による管理） 第48条　市長は、市営住宅及び共同施設の管理を法第47条第１項各号に掲げる者（以下この条において「管理代行者」という。）に行わせることができる。 ２　前項の規定により管理代行者が市営住宅及び共同施設の管理を行う場合における第５条、第６条第２項及び第３項、第７条の２から第11条の３まで、第13条第２項、第15条、第17条第２項、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第32条、第34条、第36条、第37条、第42条から第44条まで、第46条第１項及び第３項並びに第47条の規定の適用については、これらの規定（第６条第２項及び第３項を除く。）中「市長」とあるのは「管理代行者」と、第６条第２項及び第３項中「市長は」とあるのは「管理代行者は」と、第32条第１項中「第12条第１項若しくは第２項若しくは第27条第１項若しくは第２項の規定による家賃の決定、第14条（第11条の３第５項、第27条第３項又は第30条第４項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第16条第１項後段の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第１項の規定による明渡しの請求、第26条の規定によるあっせん等、第34条の規定による市営住宅の入居の措置又は第43条第５項の規定による駐車場の使用料の減免若しくは徴収の猶予」	目次 第５章　補則（第46条―第49条）

とあるのは「第29条第１項の規定による明渡しの請求、第26条の規定によるあっせん等、第34条の規定による市営住宅の入居の措置又は第43条第５項の規定による駐車場の使用料の減免若しくは徴収の猶予」とする。	
（罰則）	（罰則）
第49条　（略）	第48条　（略）
（委任）	（委任）
第50条　（略）	第49条　（略）

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第１１２号

春日部市景観条例の一部改正について

春日部市景観条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

景観法の一部改正に伴い、届出を要しない行為の規定を改正したく提案いたします。

春日部市景観条例の一部を改正する条例

春日部市景観条例（平成２４年条例第４０号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（届出を要しない行為） 第24条　法第16条**第８項第12号**の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、重点地区内における行為を除く。	（届出を要しない行為） 第24条　法第16条**第７項第11号**の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、重点地区内における行為を除く。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１１３号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、令和９年３月３１日をもって埼玉県市町村総合事務組合から久喜宮代衛生組合を脱退させ、埼玉県市町村総合事務組合規約を別紙記載のとおり変更することについて議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

埼玉県市町村総合事務組合から久喜宮代衛生組合を脱退させること及び埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第２９０条の規定により提案いたします。

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成１８年指令市第７４５号）の一部を次のように変更する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
別表第１（第３条関係） 組合市町村 秩父市　所沢市　飯能市　加須市　本庄市　東松山市　春日部市　狭山市　羽生市　鴻巣市　深谷市　上尾市　草加市　越谷市　戸田市　入間市　朝霞市　志木市　和光市　新座市　桶川市　久喜市　北本市　八潮市　富士見市　三郷市　蓮田市　坂戸市　幸手市　鶴ヶ島市　日高市　吉川市　ふじみ野市　熊谷市　蕨市　白岡市　伊奈町　三芳町　毛呂山町　越生町　滑川町　嵐山町　小川町　川島町　吉見町　鳩山町　ときがわ町　横瀬町　皆野町　長瀞町　小鹿野町　東秩父村　美里町　神川町　上里町　寄居町　宮代町　杉戸町　松伏町　埼玉県都市ボートレース企業団　埼葛斎場組合　越谷・松伏水道企業団　**蓮田白岡衛生組合**　朝霞地区一部事務組合　埼玉県市町村総合事務組合　桶川北本水道企業団　小川地区衛生組合　皆野・長瀞下水道組合　上尾桶川伊奈衛生組合　志木地区衛生組合　北本地区衛生組合　入間西部衛生組合　東埼玉資源環境組合　本庄上里学校給食組合　坂戸、鶴ヶ島水道企業団　坂戸、鶴ヶ島下水道組合　秩父広域市町村圏組合　坂戸地区衛生組合　入間東部地区事務組合　吉川松伏消防組合　児玉郡市広域市町村圏組合　彩北広域清掃組合　埼玉西部環境保全組合　坂戸・鶴ヶ島消防組合　比企広域市町村圏組合　埼玉県央広域事務組合　西入間広域消防組合　埼玉中部環境保全組合　毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合　広域利根斎場組合　大里広域市町村圏組合　埼玉西部消防組	別表第１（第３条関係） 組合市町村 秩父市　所沢市　飯能市　加須市　本庄市　東松山市　春日部市　狭山市　羽生市　鴻巣市　深谷市　上尾市　草加市　越谷市　戸田市　入間市　朝霞市　志木市　和光市　新座市　桶川市　久喜市　北本市　八潮市　富士見市　三郷市　蓮田市　坂戸市　幸手市　鶴ヶ島市　日高市　吉川市　ふじみ野市　熊谷市　蕨市　白岡市　伊奈町　三芳町　毛呂山町　越生町　滑川町　嵐山町　小川町　川島町　吉見町　鳩山町　ときがわ町　横瀬町　皆野町　長瀞町　小鹿野町　東秩父村　美里町　神川町　上里町　寄居町　宮代町　杉戸町　松伏町　埼玉県都市ボートレース企業団　埼葛斎場組合　越谷・松伏水道企業団　**蓮田白岡衛生組合　久喜宮代衛生組合**　朝霞地区一部事務組合　埼玉県市町村総合事務組合　桶川北本水道企業団　小川地区衛生組合　皆野・長瀞下水道組合　上尾桶川伊奈衛生組合　志木地区衛生組合　北本地区衛生組合　入間西部衛生組合　東埼玉資源環境組合　本庄上里学校給食組合　坂戸、鶴ヶ島水道企業団　坂戸、鶴ヶ島下水道組合　秩父広域市町村圏組合　坂戸地区衛生組合　入間東部地区事務組合　吉川松伏消防組合　児玉郡市広域市町村圏組合　彩北広域清掃組合　埼玉西部環境保全組合　坂戸・鶴ヶ島消防組合　比企広域市町村圏組合　埼玉県央広域事務組合　西入間広域消防組合　埼玉中部環境保全組合　毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合　広域利根斎場組合　大里広域市町村圏

	合　埼玉東部消防組合　草加八潮消防組合

別表第２（第４条関係）

共同処理する事務	組合市町村
第４条第１号に掲げる事務	秩父市　所沢市　飯能市　加須市　本庄市　東松山市　春日部市　狭山市　羽生市　鴻巣市　深谷市　上尾市　草加市　越谷市　戸田市　入間市　朝霞市　志木市　和光市　新座市　桶川市　久喜市　北本市　八潮市　富士見市　三郷市　蓮田市　坂戸市　幸手市　鶴ヶ島市　日高市　吉川市　ふじみ野市　白岡市　伊奈町　三芳町　毛呂山町　越生町　滑川町　嵐山町　小川町　川島町　吉見町　鳩山町　ときがわ町　横瀬町　皆野町　長瀞町　小鹿野町　東秩父村　美里町　神川町　上里町　寄居町　宮代町　杉戸町　松伏町　埼玉県都市ボートレース企業団　埼葛斎場組合　越谷・松伏水道企業団　**蓮田白岡衛生組合**　朝霞地区一部事務組合　埼玉県市町村総合事務組合　桶川北本水道企業団　小川地区衛生組合　皆野・長瀞下水道組合　上尾桶川伊奈衛生組合　志木地区衛生組合　北本地区衛

	組合　埼玉西部消防組合　埼玉東部消防組合　草加八潮消防組合

別表第２（第４条関係）

共同処理する事務	組合市町村
第４条第１号に掲げる事務	秩父市　所沢市　飯能市　加須市　本庄市　東松山市　春日部市　狭山市　羽生市　鴻巣市　深谷市　上尾市　草加市　越谷市　戸田市　入間市　朝霞市　志木市　和光市　新座市　桶川市　久喜市　北本市　八潮市　富士見市　三郷市　蓮田市　坂戸市　幸手市　鶴ヶ島市　日高市　吉川市　ふじみ野市　白岡市　伊奈町　三芳町　毛呂山町　越生町　滑川町　嵐山町　小川町　川島町　吉見町　鳩山町　ときがわ町　横瀬町　皆野町　長瀞町　小鹿野町　東秩父村　美里町　神川町　上里町　寄居町　宮代町　杉戸町　松伏町　埼玉県都市ボートレース企業団　埼葛斎場組合　越谷・松伏水道企業団　**蓮田白岡衛生組合　久喜宮代衛生組合**　朝霞地区一部事務組合　埼玉県市町村総合事務組合　桶川北本水道企業団　小川地区衛生組合　皆野・長瀞下水道組合　上尾桶川伊奈衛生組合　志木地区衛

	生組合　入間西部衛 生組合　東埼玉資源 環境組合　本庄上里 学校給食組合　坂戸、 鶴ヶ島水道企業団 坂戸、鶴ヶ島下水道 組合　秩父広域市町 村圏組合　坂戸地区 衛生組合　入間東部 地区事務組合　吉川 松伏消防組合　児玉 郡市広域市町村圏組 合　彩北広域清掃組 合　埼玉西部環境保 全組合　坂戸・鶴ヶ 島消防組合　比企広 域市町村圏組合　埼 玉県央広域事務組合 　西入間広域消防組 合　埼玉中部環境保 全組合　毛呂山・越 生・鳩山公共下水道 組合　広域利根斎場 組合　大里広域市町 村圏組合　埼玉西部 消防組合　埼玉東部 消防組合　草加八潮 消防組合

	生組合　北本地区衛 生組合　入間西部衛 生組合　東埼玉資源 環境組合　本庄上里 学校給食組合　坂戸、 鶴ヶ島水道企業団 坂戸、鶴ヶ島下水道 組合　秩父広域市町 村圏組合　坂戸地区 衛生組合　入間東部 地区事務組合　吉川 松伏消防組合　児玉 郡市広域市町村圏組 合　彩北広域清掃組 合　埼玉西部環境保 全組合　坂戸・鶴ヶ 島消防組合　比企広 域市町村圏組合　埼 玉県央広域事務組合 　西入間広域消防組 合　埼玉中部環境保 全組合　毛呂山・越 生・鳩山公共下水道 組合　広域利根斎場 組合　大里広域市町 村圏組合　埼玉西部 消防組合　埼玉東部 消防組合　草加八潮 消防組合

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議案第１１４号

心身障害者通所支援施設増築等工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

１　工　　事　　名　　心身障害者通所支援施設増築等工事
２　契 約 の 方 法　　地方自治法施行令第１６７条の５の２（制限付一般競争入札）
３　契　約　金　額　　５８３，０００，０００円
４　契約の相手方　　正和・大栄特定建設工事共同企業体
代表者
春日部市豊野町二丁目３２番地１９
正和工業株式会社
代表取締役　　横　田　　生　樹
５　工　　期　　契約の日から令和９年１０月２９日まで

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

心身障害者通所支援施設増築等工事の請負契約を締結したいので、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案いたします。

議案第１１５号

庄和消防署大規模改修工事請負契約の議決内容の一部変更について

令和７年９月２５日付け議案第８５号をもって議決された庄和消防署大規模改修工事請負契約の議決内容の一部を次のとおり変更する。

１　契 約 金 額　　「４７８，５００，０００円」とあるのを
「４８８，４００，０００円」に変更する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

契約金額を変更する必要が生じたので、議決内容の一部を変更したく提案いたします。

議案第１１６号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡する。

１　無償譲渡する財産

種　類　　土地

所在地　　春日部市大枝字屋敷前７５８番

地　積　　４４６㎡

２　譲渡の相手方　　春日部市大枝７６７番地

歓喜院

代表役員　　細　沼　　秀　行

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

土地を無償譲渡したいので、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により提案いたします。

議案第１１７号

令和８年度春日部市一般会計補正予算（第５号）について

令和８年度春日部市一般会計補正予算（第５号）を別冊のとおり提出する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

議案第１１８号

令和８年度春日部市一般会計補正予算（第６号）について

令和８年度春日部市一般会計補正予算（第６号）を別冊のとおり提出する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

議案第１１９号

令和８年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

令和８年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を別冊のとおり提出する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

議案第１２０号

令和８年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

令和８年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を別冊のとおり提出する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

議案第１２１号

令和８年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第２号）について

令和８年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第２号）を別冊のとおり提出する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

議案第１２２号

令和８年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）について

令和８年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）を別冊のとおり提出する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

議案第１２３号

令和８年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第２号）について

令和８年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第２号）を別冊のとおり提出する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

議案第１２４号

令和８年度春日部市水道事業会計補正予算（第３号）について

令和８年度春日部市水道事業会計補正予算（第３号）を別冊のとおり提出する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

議案第１２５号

令和８年度春日部市病院事業会計補正予算（第３号）について

令和８年度春日部市病院事業会計補正予算（第３号）を別冊のとおり提出する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

議案第１２６号

令和８年度春日部市下水道事業会計補正予算（第２号）について

令和８年度春日部市下水道事業会計補正予算（第２号）を別冊のとおり提出する。

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

議案第１２７号

春日部市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて

次の者を春日部市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて同意を求める。

春日部市上金崎５４１番地
石　　原　　達　　夫
昭和１７年４月６日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

春日部市固定資産評価審査委員会委員 石原　達夫 氏は、令和８年１２月２２日任期満了となりますので、上記の者を選任することについて同意を得たいので、地方税法第４２３条第３項の規定により提案いたします。

議案第１２８号

春日部市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて

次の者を春日部市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて同意を求める。

春日部市内牧３８８８番地
折　　原　　紳　　浩
昭和３１年１０月８日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

春日部市固定資産評価審査委員会委員 折原　紳浩 氏は、令和８年１２月２２日任期満了となりますので、上記の者を選任することについて同意を得たいので、地方税法第４２３条第３項の規定により提案いたします。

議案第１２９号

春日部市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて

次の者を春日部市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて同意を求める。

川口市栄町三丁目１３番１５－１１０１号
リビオ川口セルフィア
前　　澤　　巨　　也
昭和４３年7月１７日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

春日部市固定資産評価審査委員会委員 藤倉　高春 氏は、令和８年１２月２２日任期満了となりますので、上記の者を選任することについて同意を得たいので、地方税法第４２３条第３項の規定により提案いたします。

議案第１３０号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市樋籠１３５番地
市　　川　　大　　倫
昭和２１年３月１８日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により提案いたします。

議案第１３１号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市武里中野３０２番地
山　　﨑　　勇　　喜
昭和２３年８月１７日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により提案いたします。

議案第１３２号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市千間一丁目１１番地５

水　　口　　健　　二

昭和２４年１０月１１日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により提案いたします。

議案第１３３号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市芦橋７８番地１
伊　藤　弘　子
昭和３７年２月１５日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　谷　一　弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により提案いたします。

議案第１３４号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市神間９１０番地
岡　　本　　勉
昭和２８年８月１６日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により提案いたします。

議案第１３５号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市水角８７３番地

池　　上　　茂

昭和３０年１月２２日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により提案いたします。

議案第１３６号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市内牧３１１８番地３
新　　井　　久　　義
昭和４４年１月１９日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により提案いたします。

議案第１３７号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市内牧３４００番地
中　　山　　雅　　博
昭和２５年１月２６日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により提案いたします。

議案第１３８号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市増富１３７番地
石　　塚　　郁　　志
昭和２６年１月１日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により提案いたします。

議案第１３９号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市芦橋３２１番地１
石　　山　　法　　男
昭和２９年７月４日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により提案いたします。

議案第１４０号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市椚２７７番地

森　　住　　武　　雄

昭和３２年１月１日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により提案いたします。

議案第１４１号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市赤沼１２４３番地
加　　藤　　富　　夫
昭和３２年２月８日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により提案いたします。

議案第１４２号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市樋籠６１番地
石　　川　　勝　　也
昭和３４年１１月２７日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により提案いたします。

議案第１４３号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市花積４３４番地２
齋　藤　昭　雄
昭和４４年９月１６日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　谷　一　弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により提案いたします。

議案第１４４号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市粕壁東一丁目５番３１号
シャテーヌ春日部１０２
森　　本　　恒　　平
昭和５５年８月３日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により提案いたします。

議案第１４５号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市上柳１７６１番地１
森　　義　　晃
昭和２９年７月７日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により提案いたします。

議案第１４６号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市飯沼９１２番地
横　　川　　忠
昭和３４年２月２日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により提案いたします。

議案第１４７号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市内牧３８８８番地
折　原　み　ち　子
昭和３４年２月１８日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　谷　一　弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により提案いたします。

議案第１４８号

春日部市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市農業委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市上柳１１３番地２
山　　田　　智　　之
昭和５８年１２月９日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

上記の者を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により提案いたします。

議案第１４９号

春日部市教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市教育委員会委員に任命することについて同意を求める。

春日部市一ノ割二丁目４番３号
岡　　田　　新　　司
昭和３２年１２月３日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

提案理由

春日部市教育委員会委員 岡田　新司 氏は、令和８年１２月２２日任期満了となりますので、上記の者を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により提案いたします。

諮問第　３　号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

春日部市永沼１４９３番地
中　　田　　和　　代
昭和３０年４月２２日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

諮問第 ４ 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

春日部市木崎１６９番地
新　　井　　操
昭和３０年７月１８日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘

諮問第 ５ 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

春日部市小渕２０６２番地
小　　林　　　学
昭和３５年４月８日生

令和８年１１月２７日提出

春日部市長　岩　　谷　　一　　弘